

---

令和4年 9 月 宇美町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年9月8日 (木曜日)

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について (専決第3号 宇美勤労者体育センター事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第4号))
- 日程第3 同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第32号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (令和3年度町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事)
- 日程第8 議案第33号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第34号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 議案第35号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第11 議案第36号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第12 議案第37号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第5号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について (専決第3号 宇美勤労者体育センター事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 令和4年度宇美町一般会計補正予算 (第4号))
- 日程第3 同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第32号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更について (令和3年

度町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事)

- 日程第8 議案第33号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第34号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第35号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第36号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第37号 令和4年度宇美町一般会計補正予算(第5号)

---

出席議員(12名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和	
書記 中山 直子	書記 五所 万典

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安川 茂伸	副町長 …………… 原田 和幸
副町長 …………… 一木 孝敏	教育長 …………… 佐々木壮一朗
総務課長 …………… 工藤 正人	危機管理課長 …………… 安川 忠行
財政課長 …………… 中西 敏光	まちづくり課長 …………… 太田 一男
税務課長 …………… 松田 博幸	会計課長 …………… 瓦田 浩一
住民課長 …………… 八島 勝行	健康福祉課長 …………… 尾上 靖子
環境農林課長 …………… 久我 政克	管財課長 …………… 矢野 量久
都市整備課長 …………… 藤木 義和	上下水道課長 …………… 前田 友博
学校教育課長 …………… 川畑 廣典	社会教育課長 …………… 佐伯 剛美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第2号をお配りしていますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後、議会改革調査特別委員会全体会を開催する予定であります。

---

### 日程第1. 報告第2号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。報告第2号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

ページをおめくりください。1ページになります。

専決第3号。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。令和4年7月19日。宇美町長、安川茂伸。

和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

2、事故の概要でございますが、令和4年6月24日午前9時30分頃に、勤労者体育センター敷地内に相手方が運転する車が進入した際に、入り口の扉が強風で動き、車両左前方部が損傷したものでございます。

3、損害賠償の額につきましては、5万9,990円でございます。

4、和解の内容でございますが、（1）宇美町は、相手方に対し損害賠償の額金5万9,990円の支払い義務があることを認める。

（2）宇美町は、損害賠償の額金5万9,990円を相手方が指定する預金口座に支払う。

（3）損害賠償の額のほか、本件に関し宇美町及び相手方の間には、互いに何ら債権債務のないことを確認するものでございます。

ページをおめくりください。2ページに参考資料を添付しております。

上段が、事故による相手方の自動車の損傷部分の写真、下段につきましては、勤労者体育セン

ターの門扉、接触した部分の写真でございます。

本件に関しましては、かんぬきが落ちる、いわゆる落としの部分の経年劣化によるかんぬきのかかりが浅かったことと、当日、想像以上の強風が吹いたことにより、これまで扉が風で動くようなことは全くなかったわけでございますが、たまたまそういうことが一致した日に事故が起きたということで、詳細につきましては、全員協議会の中でも御報告しましたが、現在はこの扉、撤去をしてチェーンによる施設管理を行っているというところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 本案件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可します。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この門のかんぬきが経年の劣化でかかりが浅かったということですが、これはもう使用者が、かんぬきが経年劣化しているということを何か前々から気づいていたんじゃないかなと、何かそういった報告というのは町に対して、かんぬきがちょっと古くなっていますとかそういった報告というのは、過去に上がっていなかったのか。本当に誰も気がついていなかったのか。その点について、ちょっと質問します。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） お答えいたします。議員おっしゃるように、かんぬきの落ちる、いわゆる落としの部分が風雨によりだんだん浅くなっていったというのは事実あったと思います。利用者の方も、多分気づかれていた。

私たちも、施設管理をする上で、その部分について深く理解をしておったわけではございません。報告もなかったことから、これまでにそういう事故が起きていなかったというところが、ちょっと私たちの落ち度の部分であったと思います。

この後、全施設の点検を行い、この観音開き型の門扉についてはこういう事故が起きるという可能性を鑑みて、全て総点検を行い、こういう事故が起きないように徹底するような形で対応を行っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

では、報告第2号 専決処分の報告を受理いたします。

---

## 日程第2. 承認第3号

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、この承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、令和3年度、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事を施行中のところ、緊急に補正予算を編成する必要が生じ、令和4年7月13日に令和4年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

専決第2号。専決処分書でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度宇美町一般会計予算書（補正第4号）を令和4年7月13日に専決処分したものです。

予算書1ページをお開きください。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億691万6,000円追加し、予算総額を129億864万7,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費の設定、第3条で地方債の補正を併せて専決処分いたしております。

歳出から説明をさせていただきます。予算書18ページ、19ページをお開きください。

11款災害復旧費2項公共土木施設等災害復旧費2目公共土木施設等補助災害復旧費の（過年）公共土木施設等補助災害復旧費において、令和3年8月の大雨により被災した町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧工事を施工中のところ、地下水の影響により、安全な工事を実施するため仮設土留め工事が必要となったことに加え、被災後の降雨等により被災範囲が拡大した部分の盛土工及び今回増工となった交通誘導員の安全費を増額する必要が生じたため、災害復旧工事請負費（補助）1億691万6,000円の増額補正を行うものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページ、15ページをお願いいたします。

本補正予算の計上に必要な財源として、14款国庫支出金1項国庫負担金7目災害復旧費国庫負担金4節公共土木施設災害復旧事業費負担金、過年度公共土木施設災害復旧事業費負担金を7,131万2,000円計上、19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金を360万4,000円計上、21款町債1項町債9目災害復旧債1節補助災害復旧事業債、過年公共土木施設等災害復旧事業を3,200万円計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の設定を行うもので、11款災害復旧費2項公共土木施設等災害復旧費、事業名が町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧事業で、金額を4,000万円と定めるものです。

次に、5ページの第3表、地方債の補正。1、変更は、起債の目的が補助災害復旧事業債で、限度額270万円を3,470万円に変更するものです。

最後に、予算書20ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

---

### 日程第3. 同意第4号

○議長（古賀ひろ子） 日程第3、同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

氏名につきましては、松田初善氏でございます。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照をお願いいたします。

提案理由でございますが、宇美町固定資産評価審査委員会委員松田初善氏の任期が令和4年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法423条第3項の規

定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページ、1ページは参考資料1としまして、松田初善氏の略歴を添付しております。御参照願います。

その次の2ページをお願いします。この参考資料2では、上段に地方税法の抜粋を、それから中段には現在の固定資産評価審査委員会委員3名の方の名簿をつけさせていただいております。

本日、御同意をいただきますと、松田初善氏の任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので採決に入ります。

同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### 日程第4. 承認第4号

○議長（古賀ひろ子） 日程第4、承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 引き続き、よろしくお願いいたします。

承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦についてでございます。

宇美町自治功労表彰候補者として、次の者を推薦する。

氏名につきましては、木原忠氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御参照をお願いいたします。

提案理由についてでございますが、木原忠氏を宇美町自治功労表彰候補者として推薦することについて、宇美町表彰規則第4条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

次のページ、1ページは参考資料1としまして、木原忠氏の略歴を添付しておりますので御参照願います。

その次のページ、2ページでは参考資料2といたしまして、宇美町表彰規則の抜粋を添付しております。第4条に、自治功労表彰についての記載がございまして、この第1項に自治功労表彰は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める年数以上在職した者と定められております。木原忠氏につきましては、町長として8年在職されておりましたので、第1号に該当する

こととなります。

その次のページ、3ページをお願いします。すみません、横向きで見ていただきたらと思います。公職名簿を添付させていただいております。木原忠氏は、平成26年3月6日に町長に就任され、令和4年3月5日に退任、在職年数は8年となるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので採決に入ります。

承認第4号 宇美町自治功労表彰候補者の推薦について、これを承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、承認第4号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第5. 諮問第2号

#### 日程第6. 諮問第3号

○議長（古賀ひろ子） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。諮問第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

推薦する方につきましては、氏名、世利慎吾氏でございます。住所と生年月日については、記載のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

提案理由につきましては、世利慎吾氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、参考資料1として、世利慎吾氏の略歴をつけさせていただいております。御確認をお願いいたします。

ページをおめくりください。2ページにつきましては参考資料2として、上段に人権擁護委員法の抜粋、下段に人権擁護委員名簿を記載させていただいております。世利氏に関しましては、下段の人権擁護委員名簿の一番上になりますが、榎田千鶴子氏の任期が満了することにつきまして、後任として推薦を行うものでございます。

また、中段になりますが、抜粋の中に第9条、委員の任期として人権擁護委員の任期は3年とするとされておりますので、世利氏が選任された場合は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間ということになるものでございます。



続けて、ページをおめくりください。

諮問第3号でございます。同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

推薦する方の氏名につきましては、佐々木恵美子氏でございます。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございますので御確認をお願いいたします。

提案理由につきましては、佐々木恵美子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ページをおめくりください。1ページには、参考資料1として、佐々木恵美子氏の略歴をつけさせていただいております。御確認をお願いいたします。

ページをおめくりください。2ページにつきましては、参考資料2として、先ほどの世利氏と同じく、上段に抜粋、下段に委員名簿のほうを添付させていただいておりますが、人権擁護委員名簿の上から2段目、田中松子氏が令和4年12月31日で任期満了することより、この後任として推薦するものでございます。

なお、佐々木氏が選任された場合は、世利氏と同じく令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間の任期となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、答申いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりました。今から、答申の意見を調整するため、10時35分まで休憩とします。

10時20分休憩

.....

10時35分再開

○議長（古賀ひろ子） 本会議を再開します。

念のために申し上げます。ここからは、それぞれの議案ごとに行います。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてをお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてをお手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

---

### 日程第7. 議案第32号

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、議案第32号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 失礼いたします。議案第32号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

令和4年1月18日付議案第1号をもって議決された令和3年度町道町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事の工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように改めるものでございます。

2、請負契約額中2億2,750万3,100円を3億1,758万4,300円に改めるものでございます。

提案理由でございますが、令和3年度町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事を施行中のところ、盛土工、のり面工、安全費などの増工、仮設土留工の追加などに伴い、工事請負契約の内容を一部変更する必要が生じたため、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ページをお開きください。別紙参考資料でございます。

1、変更の概要でございますが、請負契約額の変更前が2億2,750万3,100円に9,008万1,200円を増額いたしまして、3億1,758万4,300円とするものでございます。

増額の主な内容を5つに分けますと、1、盛土工が815立米増の625万7,162円の増額。2ののり面工が556平米増の143万8,050円の増額となり、共に被災箇所拡大が要因となっております。3の仮設土留工は、地下水の影響により、通常の掘削ができないことによります工種の追加でございます。5,344万6,416円の増額。4の安全費は、今回の変更に伴う交通誘導員の数量変更で2,516万968円の増額。5は、その他の施工数量の変更により377万8,604円の増額が内訳となります。

2、工期及び3、工事請負人については、変更はございません。参考までに記載をさせていただいております。

参考資料2ページをお開きください。左側が上から見た平面図、右側が断面図となっております。被災範囲の拡大に伴う変更箇所をお示ししております。引き出し線の番号は、先ほど御説明を申し上げました主な変更内容でございます。3を除く1から5になります。

資料の3ページをお開きください。3の仮設土留工の施工範囲を平面上に示しております。左側の黄色破線で囲んだ部分がアンカー併用の鋼矢板施工範囲となっております。上部に、施工イメージ写真を掲載いたしております。平面図中央から右側に、赤い破線で囲んだ部分、こちらが親杭横矢板の施工範囲で、上部にイメージ写真を掲載いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議をいただき、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） ちょっと、交通誘導員の体制について質問したいと思うんですけど、私、あそこを朝早く通るんですけども、誘導員が数名いらっしゃるのか1人なのか分かりませんが、朝早く、前に出てきていらっしゃる時もあるんです。そういった24時間体制でやっているのか。誘導員はどういったところをどうしているのか。ちょっと詳しく、もう少し説明していただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 基本的に交通誘導員は、人で行っておりますけれども、労基上の観点から休憩時間を与えないといけないといった、そういった場合については、あその下に小屋がありますので、小屋で休憩して、その際は信号機で対応している。

信号機を設置しておりますので、夜間等もそういった誘導員もおりますので、やはり交通誘導機は機械物でございまして、故障があつて交通に支障を来してはいけないということで誘導員も置いております。それは、警察からの指示で、24時間体制でということの指示をいただいで今回の交通誘導員の配置となっております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この工事につきましては、ちょっと水と土が相手なので、なかなか人間の思うようには工事は進まない面もあつていろいろ大変かなと思いますが、この間、台風が来たときにまた崩れるんじゃないかと、ちょっといろいろ心配していましたが、何か思ったよりは被害がなかったようでひとまず一安心といったところなんですけど、今後、突発的に何か自然災害のようなものが起こらない限りは、これ以上、予算が拡大する可能性はないと、そういう心配はないというふうに理解しておいてよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 今回の大きなものは、もう今後ないのではないかというふうには当課としては判断いたしております。

ただ、施工現場のほうは生き物でございまして、突発的なものがあれば、また国への事業変更ということもありますけども、今、想定されているところは軽微な変更、数量の変更等は当然

最終的には出てまいるとは思っておりますけれども、ないのではないかと当課では判断しております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 工事請負契約締結についての議決内容の一部変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8 議案第33号

○議長（古賀ひろ子） 日程第8、議案第33号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼いたします。議案第33号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由でございますが、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則が施行されることに伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページから3ページまでが改正文となっております。それから、横になりますが、4ページから9ページまでが新旧対照表となっております。

その後、10ページにちょっと1枚物をつけておりますが、10ページをお願いいたします。改正の内容が大変複雑で分かりにくくなっておりますことから、この10ページの宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要、これを使って説明させていただきます。

まず、1番目の改正の概要ですが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、育児休業の取得回数の制限を緩和することに伴い、次のとおり所要の改正を行うというものでございます。

2番目の改正内容ですが、1つ目は育児休業の取得回数制限の緩和で、職員の育児休業の取得回数の制限について、1回から2回に緩和されることに伴いまして、再度の育児休業取得に係ります事前申出が必要なくなったことから、この規定を削除するものというものでございます。

2つ目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和でございまして、非常勤職員の子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合の要件、これが、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること等が明らかでないこととなっていたものを、子の出生の日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和されることとなります。

簡単に申し上げますと、1歳6か月ですから、月にすると18か月間、任期が満了することがないとされる方しか取れなかった育児休業が8週間と6月ということですから、約8か月、任期が満了することがなければ取れるということで、約10か月間くらい短縮されるということになります。

3つ目は、子が1歳以降の非常勤職員に係る育児休業の取得の柔軟化でございまして、非常勤職員の子が1歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

最後に、3の施行日でございますが、令和4年10月1日としているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 条例の中身が、ちょっと私には複雑ですが、理解としては制限が緩和されると、利用しやすくなるんだ、育児休業が利用しやすくなるんだということでおおむね理解しておりますが、実際、町の職場の中で、今回の条例に当てはまるような職員というのは実際にいるのかどうなのかということ。当町の状況についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 実際に非常勤職員、当町で言えば会計年度任用職員ということになりますけども、当然、今までも育児休業等を取られている職員がおります。多くは保育士になります。

その際に、今言ったような任用がいつまでとかいう要件、それに該当して育児休業を取られている職員、令和3年度で4名、令和4年度で5名ほどおりますが、この方たちの要件について、先ほど言いましたようにちょっと短縮されて、任用期限がもうちょっと短くても取れますというふうなことになる、今までも該当する方が当然おられましたけども、今後はその該当する職員の数が増えていくような形になってくるのかなというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第34号

○議長（古賀ひろ子） 日程第9、議案第34号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第34号について御説明をいたします。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第34号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度宇美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ34万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億739万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費36万2,000円の増額は、時間外勤務手当の増額が主なものでございます。この時間外勤務手当につきましては、前年度の当初予算を参考に概算額にて当初予算を編成しているため、今年度の事務事業を見越して補正を行うものでございます。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1万5,000円の減額は、歳入の前年度繰越金の減額に伴うものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

3款1項1目一般会計繰入金36万2,000円の増額は、歳出の一般管理費の増額に伴う補正でございます。

次の4款1項1目前年度繰越金は、令和3年度の決算により、前年度繰越金の額が確定したことに伴い、1万5,000円の減額を行っております。

最後になりますが、18、19ページに給与費明細書をおつけしておりますので、御確認をお願いします。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 17ページの総務管理費、職員手当等、時間外勤務手当40万円についてお尋ねしたいと思います。

9月の段階で、時間外勤務手当40万円の補正というのは、これまであまり聞いたことのないような金額なんですけれども、対象職員の人数及びこのような事態になった経緯、職員の勤務実態等を説明していただきたいと思っております。と申しますのも、9月の補正で議決したとして、残り半年分40万円なんですけど、これを7か月で割ったとしても、1か月当たり6万円弱となってまいります。これ、慢性的な超過勤務状態が続いているのではないかということが非常に気になるところです。職員の方が、夏季休暇あるいは有給休暇、そういったものがちゃんと取得できているのかということも非常に気になるところです。

なぜ、このような事態になったのかということも含めて、御回答いただけたらと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 時間外の勤務の予算についての御質問でございますが、平成31年度以降の時間外勤務の実績につきましては、平成31年度が17万円、令和2年度が14万1,000円、令和3年度は17万6,000円となっております。

令和2年度までの支出につきましては、基本的には職員1名分の支出となっておりますが、今年度分につきましては人事異動及び事務引継ぎ等の関係で、時間外の支出については3人分の支出を伴ったことで大幅な増額となっております。

また、慢性的な超過勤務の状況が続いているのではないかとございまして、これにつきましては議員の御指摘のとおり、現在、国保医療系の時間外勤務については、窓口業務と事務処理の関係で個人差はございますが、超過勤務が慢性的になっている状況ではございます。

また、夏季休暇や有休につきましては、昨年度までは基本的には全て取得できておりましたが、

今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、なかなか取得が難しくなっている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そこで、最後のほうに述べられましたけれども、新型コロナウイルス感染症が広まりまして、宇美町役場でも8月頭ぐらい、二十数人が感染あるいは濃厚接触者として休まれていました。その影響というのはいかほどあったのか。現在は解消しているのか。そのあたりを回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 住民課につきましては、国保医療係のほか住民係、年金手当係と3係ありますが、8月の初旬頃に職員が、延べ4名ほど感染か、または濃厚接触ということで休まなければならない事態となっております。

そのうち、国保医療係のほうに同時に複数名が感染したというときがありましたので、そのときは大変な状況となっております。ただ、他部署に異動してあります前任者の応援等をいただきまして、窓口業務的には支障のない状況であったことを報告させていただきます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、15分休憩に入ります。11時15分までです。

10時57分休憩

11時15分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

日程第10. 議案第35号



○議長（古賀ひろ子） 日程第10、議案第35号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） それでは、議案第35号について御説明をいたします。

特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。議案第35号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3億7,611万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億3,393万9,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、令和3年度の決算による繰越額の確定に伴う補正のほか、保険給付費等の精査に伴う補正が主なものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費360万2,000円の増額は、令和4年度の人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。

次の6款保健事業費は、生活習慣病発症予防及び重症化予防対策について、国保の特定健診対象者に係る経費を県の補助金の保険者努力支援分の対象とするため、一般会計で計上しておりました保健師等に従事する会計年度任用職員——保健師でございますが——の人件費等を特別会計に組み替えるため、補正するものでございます。

1項の保健事業費は327万3,000円の増額。次の18、19ページになりますが、2項の特定健康診査等事業費は73万8,000円の増額を行います。

次の7款基金積立金6,504万円の増額は、本補正予算における余剰分を基金に積み立てるものでございます。

次の9款諸支出金は、令和3年度の交付金等の精査に伴う返還金で、1項3目の保険給付費等交付金償還金を3億68万円、そして6目特定健康診査等負担金償還金を277万8,000円増額するものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の保健事業費の財源となる保険者努力支援分を歳出の増額に合わせて401万1,000円を増額するものでございます。

次の6款1項1目前年度繰越金3億7,210万円の増額は、令和3年度の決算の繰越額を計上しております。なお、このうちの3億345万8,000円につきましては、歳出9款の償還金分となっております。

最後になりますが、補正予算書の20ページ、21ページに給与費明細書をおつけしてござい

すので御確認をお願いします。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出を一括審査いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ページ数は17ページになります。職員手当の時間外勤務手当60万円の支出に関しましてお尋ねしたいと思います。

金銭的に見ても、この時間外勤務手当かなり多くなっていると思っております。以前、私、国保運営審議会で確認できていましたけれども、現在、離れてしまいましたので、この場でぜひ確認をしていきたいと思っております。

やはり、気になるのは職員の皆さんの健康状態、非常に気になっているところです。慢性的な人手不足に陥っているのではないかと、そういったところが大変気になるところなんですけれどもいかがでしょうか。ぜひ、回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 国保医療係の人員のことについてでございますが、令和4年度の国保医療係の人員につきましては、担当の主幹を含めて6人の体制で行っております。

令和3年度につきましては、7人おりましたが、現状では1名減という状況となっております。この理由につきましては、令和3年度中に国保医療係に在籍された職員が2名退職されていること、それから令和4年度の新規採用職員の採用状況、それから他の部署も含めて、令和3年度中の退職者の状況から、一応2名減のところを1名補充はされましたが、全体のバランスを取って1名欠けている状況となっているところが主な要因であると思っております。

健康状態ということでございますが、今のところ、8月のコロナのことはありましたが、皆さん健康な状況でお勤めしていただいている状況ではございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 以前にも御指摘させていただいたことがありますけれども、宇美町で国保事業に従事されている職員の数、それとお隣の志免町で従事されている職員の数。以前は2倍程度の開きがあったと、こういったことも話を聞いておまして、去年は若干の補充があったと聞いておりますけれども、勤務の内容も窓口業務、大変忙しくて、例えば報告書の作成とか

一般の事務、こういったものは窓口を閉鎖して、閉鎖の後、毎日5時15分を過ぎて行っているのではないのでしょうか。

窓口業務の改善等も含めて抜本的な改善が必要ではないかと、こう思っております。そのあたりは、事態をよく掌握してある原田副町長に見解を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） それでは、私のほうから回答をさせていただきます。

先ほどの後期高齢者の医療の特別会計、そしてまた併せて今回の国民健康保険、この後、一般会計の中でも複数の課において時間外手当の予算計上を行っているところでございます。

特に、令和4年度につきましては、先ほど八島課長も一部お話を申し上げましたけれども、退職等に伴う補充ができていないという問題がございます。と申しますのは、令和3年度、特に12月以降、私も含めまして当初予定しておりませんでした職員が相次いで退職したということで、令和3年度中の退職者が延べ13名という形になっております。

既に、12月時期というのは、もう翌年度の採用試験も終わっておりまして、なかなかそういった状況から急に採用を増やすということができない中で、今年度当初から非常に厳しい状況でスタートを行ったわけですが、それに加えてコロナの感染によりまして職員が出勤できない状況に至っておりまして、そうしたことから時間外を行って対応してきたという状況がございます。

非常に窓口に従事する職員については、そういった意味においては負担を強いているということで、そういったことについては重々承知をしているところでございましたが、なかなか即座に人員をあてがうということができない状況にあって、今後、抜本的に改善をしていかなければいけないというふうに思っているところです。

1つには、現在、一部窓口にいわゆるアウトソーシングということで業務委託を行っていますが、こういったものの拡大であったり、あるいは今後DXを進めていく上でオンライン申請等の手続を行うなど、改善を図っていききたいというふうに思っているところです。

ちょっと、それまでの間については、特にコロナ禍で今後どうなるか分かりませんが、全庁体制で応援等を行いながら支援をしていきたいというふうに思っております。

以前から宇美町役場——私もほかの市町に出張等で出向く機会がございますけれども、以前から宇美町役場は非常にお客様が多いという状況がございます。ある意味では、何でも分からないことがあれば役場に行けば解決できるということで、非常に信頼をいただいていると、非常に職員も丁寧な対応を行っているというふうに認識をしているところでございますが、今後はこれに加えて、オンライン等によりましてサービスの向上に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、そのあたりの改善も積極的に進めていただければと思っております。

続きまして、19ページの積立金、国保財政調整積立基金、これに6,504万円積み立てられると記されております。財調に6,500万円積み立てるということは大変喜ばしいことだと思っております。ぜひ主たる要因について、詳細に説明していただきたいと思っておりますけれども、また、この結果を踏まえて来年度、国民健康保険税、これを値上げする必要性が発生するかどうか。ぜひ、見通しもお聞かせいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 本補正予算で財政調整積立基金に6,504万円の積立てができた要因でございますが、令和3年度の決算に伴う繰越金の増額が主な要因となっております。

この令和3年度の決算で繰越金が増額となったその要因でございますけれども、これにつきましては、普通交付金の超過交付、これ以外にも都道府県繰入金が増額、それから令和2年度の普通交付金の精算に伴う追加交付が主な内容となっております。

また、国保税の改定について見通しをとということでございますけれども、これにつきましては、今、税率改定につきましては県の納付金の算定、これによるところが大きいものでございますが、令和5年度の納付金の算定が行われるまでについては何ともそこ、正確なことを申し上げることは難しいんですけれども、現在の医療費の動向、コロナによる受診控えがあったとかそういったこと、それから今の基金のこと、そういったことも含めて考慮しますと、現時点で大幅な保険税の改定となる可能性は低いのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 最後の質問にしたいと思いますけれども、歳入のところ13ページになります。特別交付金で保険者努力支援分401万1,000円が計上されております。宇美町にとって大変ありがたい特別交付金だと思いますし、職員の皆さんにとっても努力の成果が報われているのではないかと、こう思っております。

ぜひ、内訳を教えてくださいなんですけれども、具体的に何にどう努力した結果、この交付金が出るようになったのか。回答を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この補正予算に計上している歳入の401万1,000円、これにつきましては、先ほど提案理由の説明の中で申し上げましたが、歳出6款の中で保健事業費、これ一般会計で実施、計上したものを組み替えると、これが直接の要因でございます。

ただ、保険者努力支援の補助金につきましては、議員がおっしゃられたように職員の努力によるものも大きくあります。具体的に申し上げますと、保険者として医療費の適正化の取組、それ

から収納率の向上等、こういったものに対して努力を行う市町村に対して交付される交付金でございます。

その交付の内容につきましては、ある一定の指標に対する点数の評価に対する交付金と、事業を実施したものに対する交付金と2種類ございます。今回の補正予算につきましては、保健事業の実施に対する交付金となりますので、事業費に対して満額交付されるものでございます。

ただ、この事業費の交付のほかにも、取組に対する評価に対する交付金というのもございまして、主な指標につきましては、特定健診の受診率やメタボ該当者予備軍の減少率、それから糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況、それから収納率の向上に対する取組の状況、そういったものに対する評価が行われて交付されるものでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほど一部、満額来ましたという答えもありましたけれども、全部の事業に対して満額来たのかどうかというのが気になるところでございます。言い換えますと、さらに努力すれば交付金の額、この努力者支援分が増えるのではないかと捉えられましたが、この交付金が増える余地というのがまだあるのかどうか。じゃあ、何にどう努力すればこの金額が増えるのかどうか。そのあたりももうちょっと詳しく説明していただけますとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 本補正予算の事業費の連動分につきましては、先ほど申しましたように満額を申請しておりますので、これ以上の追加の余地はございません。

ただ、指標に対する評価について、これについては余地があるかないかと言えはあと思っております。ただ、この評価の指標については、宇美町がすごく努力をして点数が上がったとしても、他の自治体がさらに上回る評価指標、点数を得た場合には、思ったとおりの評価を得られずに交付金の額が伸びないということも考えられます。

これにつきましては、年度が終わったところで最終的な評価がございしますので、現時点では正確にお答えすることは難しい状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決

いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11. 議案第36号**

○議長（古賀ひろ子） 日程第11、議案第36号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼いたします。それでは、議案第36号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、人事異動等に伴います人件費の整理を行うものでございます。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予算額8億253万3,000円を560万6,000円増額補正いたしまして8億813万9,000円に、支出で既決予定額7億7,400万5,000円を731万9,000円増額補正いたしまして7億8,132万4,000円とするものでございます。

第3条では、職員給与費を731万9,000円増額し、8,315万3,000円に、また第4条で他会計からの補助金を料金減収補填等のため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は5,723万9,000円に改めるものでございます。

それでは、予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益2目補助金1節他会計補助金560万6,000円の増額は、本年8月1日付の人事異動に伴いまして、新たに職員1名が浄水場での勤務となったことから、8か月分の職員給与等を一般会計より補助金として補填するものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費、並びに3目総係費の合わせて731万9,000円の増額は、人事異動等に伴います浄水場職員の増員分、並びに職員給与等の整理を行うものでございます。

今回の補正予算によりまして、本年度の収支は1,326万3,000円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残は3億9,505万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出を一括審査いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号 令和4年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第37号

○議長（古賀ひろ子） 日程第12、議案第37号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。それでは、議案第37号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきます。予算書1ページをお開き願います。

令和4年度宇美町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ6億6,028万7,000円を追加し、予算総額を135億6,893万4,000円とするものです。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を提案するものです。

なお、各款にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承ください。

歳出から説明させていただきます。資料につきましては、9月議会議案資料綴一般会計補正予算（第5号）事業一覧表を御参照ください。

それでは、予算書26、27ページをお開き願います。

1 款議会費は、人件費のみですので、説明は省略します。

28、29ページをお願いします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、右中段の人事秘書関係経費 47 万 5,000 円は、自治功労者表彰者に対する経費として贈呈記念品 12 万 1,000 円、消耗品費 3 万 5,000 円、食糧費 11 万 6,000 円、筆耕翻訳料 8 万 4,000 円などを、職員採用統一試験負担金 7 万 1,000 円の増額は、当初予測できなかった職種の採用試験を実施する必要性が生じたため計上しています。

2 目文書広報費、広報広聴事業費 123 万 5,000 円は、30、31ページをお願いします。印刷製本費 22 万 1,000 円は町広報誌町内事業者分の増刷費用など、広報誌等配布業務委託料 18 万 4,000 円は町内事業者へ広報誌を配布する費用を増額しています。また、町民憲章記念碑の除幕式運營業務委託料 48 万 5,000 円、同じく除幕式動画配信等業務委託料 28 万円などを計上しています。

1 つ飛ばしまして、5 目財産管理費、庁舎維持管理費 107 万 5,000 円は、庁舎自動扉修繕など不足が見込まれる修繕料を増額しています。

JR 宇美駅前広場運営経費 27 万 5,000 円は、駅前広場モニュメントの時計が停電等で遅れが生じるなど不具合が生じているため、電波時計に変更するため修繕料を計上しています。

14 目基金費、財政調整基金費 4 億 3,352 万 6,000 円の増額は、本補正予算における歳入超過額等を本基金に積み立てるものです。

庁舎建設等基金費は、次年度以降予定されています事業等を見込み 1 億 5,790 万 3,000 円を積み立てるものです。

森林環境譲与税基金費積立金 165 万円の減額は、6 款農林水産業費 2 項林業費 2 目林業振興費で計上しています森林環境整備業務委託料 165 万円の増額に伴い、基金積立金を同額減額するものです。

32、33ページをお願いします。

18 目地域交通費、地域交通環境整備事業費 418 万 3,000 円は、JR 宇美駅前広場に整備する地域交通拠点施設の充実を図るため、Wi-Fi 機器、クラウド利用料など通信運搬費 38 万 3,000 円、地域交通拠点施設整備工事請負費（補助）350 万円、テーブル、椅子等庁用器具費 30 万円を計上しています。

オンデマンドバス運行事業費 300 万円の減額は、令和 5 年 2 月から運行するオンデマンドバスの車両購入費や運行に係る経費を整理するもので、消耗品費 4 万 7,000 円、車載タブレット通信運搬費 6 万 6,000 円、同じくタブレット機器器具費 52 万 7,000 円、オンデマンドバス運行負担金 11 万 2,000 円を増額する一方、オンデマンドバス運行管理システム使用料



59万4,000円、オンデマンドバス車両購入費310万円など減額補正をしています。

34、35ページをお願いします。

2項徴税费2目賦課徴収費、町民税賦課経費75万5,000円は、課税事務等補助として会計年度任用職員日給報酬を73万1,000円、費用弁償を2万4,000円増額しています。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、36、37ページをお願いします。戸籍住民基本台帳管理費は、マイナンバーカード利用促進のための情報機器購入費を99万円計上しています。個人番号カード交付事務費は、マイナンバーカードの利活用方法や積極的な活用を促進するため、マイナンバーカード事業案内作成業務委託料を13万2,000円計上しています。

38、39ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費5目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費は、高齢者等住宅改造費助成金において、本助成金の申請が既に1件あり、今後の申請に備えるため30万円増額しています。

6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費は、不足が見込まれる修繕料10万円を増額しています。

1つ飛ばしまして、8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金は、職員手当等の変更等により36万2,000円を増額しています。

40、41ページをお願いします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、前年度国庫支出金返還金724万2,000円を計上しています。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費は、不足が見込まれる通信運搬費16万2,000円を増額しています。

5目保育園費、特定教育・保育施設運営経費は、物価高騰対策として保育所等の給食費に対する材料高騰分を助成し、保護者負担の軽減等を図るため、保育所等給食費支援事業費補助金を446万6,000円計上、特定地域型保育事業費も同じく物価高騰対策として、保育所等給食費支援事業費補助金を56万7,000円計上しています。なお、この事業は、県の2分の1補助となっています。

6目児童福祉施設費、こども療育センター運営経費は、言語聴覚士が4月初旬に従事できなくなったため、個別療育専門士謝礼金を7万8,000円減額し、こども療育センター療育業務委託料を7万8,000円増額しています。

44、45ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子衛生事業費190万7,000円の増額は、会計年度任用職員1名の任用変更により、会計年度任用職員（月給）報酬、期末手当などを増額しています。

保健衛生事業費47万3,000円の増額は、トレーニングルームの機器修繕料を25万円、

がん患者及びがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減し、療養生活の質の向上を図るため、アピアランスケア推進事業費補助金を22万円計上しています。

3目予防費、予防接種事業費107万5,000円は、46、47ページをお願いします。HPV子宮頸がんワクチンを自費で任意接種を受けた方に対し、接種費用の助成補助を行うため、予防接種費54万2,000円を計上し、また前年度国庫支出金返還金を53万3,000円計上しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、令和3年度の歳入歳出額が確定したことにより、前年度国庫支出金返還金を5,400万円計上しています。

6目上水道費、上水道事業会計繰出金は、8月1日付人事異動に伴う人件費相当分として560万7,000円計上しています。

2項清掃費、48、49ページをお願いします。

2目美化推進費、美化推進事業費は、不足するごみステーションの購入費用3台分として、美化推進備品購入費を16万5,000円増額しています。

50、51ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費、農業基盤保全事業費は、かんがい用水を確保するために老朽化した農業用施設修繕料447万3,000円計上しています。

2項林業費、52、53ページをお願いします。2目林業振興費、森林機能保全事業費267万3,000円は、荒廃森林整備事業の作業路改修工事に伴い、福岡県と協議の結果、官民境界を復元するため、境界復元業務委託料を102万3,000円計上し、森林環境譲与税を活用し、山地災害防止機能等を高めるため、傾斜木等の危険木を撤去するため、森林環境整備業務委託料を165万円計上しています。

54、55ページをお願いします。

7款商工費1項商工費、3目観光費、観光促進事業費は、10月15日開催予定のJRウォーキングの参加者プレゼント購入費として、消耗品費9万円計上しています。

56、57ページをお願いします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木事務関係経費は、公用車修繕料が不足するため2万1,000円増額しています。

2項道路橋りょう費、58、59ページをお願いします。2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理費158万8,000円は、公共事業等により用地の整理に必要な分筆測量業務委託料150万3,000円など計上しています。

5項都市計画費5目公園費、公園管理・整備事業費は、一本松公園猫石側の仮設トイレレンタル料の契約執行残54万3,000円減額をしています。

60、61ページをお願いします。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理費は、原田中央区町営住宅空き室修繕など不足が見込まれる修繕料107万7,000円を増額しています。

62、63ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費、学校教育推進事業費は、校務外系ネットワーク通信料の不足により9万3,000円の増額。就学指導事業費、発達検査員謝礼金18万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大学院生の派遣が中止となり減額。そのため、発達検査を就学相談員で実施することや就学相談件数の増加に対応するため、就学相談員謝礼金を77万円増額しています。

2項小学校費1目学校管理費、宇美東小学校管理費、学校整備工事請負費は、校長室内に会議スペースを確保する間仕切り工事を行うため72万5,000円を計上し、原田小学校管理費は、不足が見込まれる修繕料20万円の増額。井野小学校管理費は、64、65ページをお願いします。保健室冷蔵庫購入のため、保健衛生備品購入費5万4,000円を計上しています。

学校管理関係経費272万2,000円は、GIGAスクール構想により導入したクロームブックの修繕料108万3,000円。宇美小学校、原田小学校にある水銀使用製品の処理を行うため、産業廃棄物収集運搬処理業務委託料9万5,000円。各小学校に設置している印刷機及びポスタープリンターについては再リース契約をしており、故障等が頻発しているため印刷機リース料を133万7,000円、ポスタープリンターリース料を20万7,000円計上しています。

4目施設整備費、宇美東小学校施設整備費は、体育館トイレが昭和47年建築当初の状況であり、また、災害時の指定避難所となっているため、更新を目的とした設計業務委託料を484万円計上しています。

3項中学校費1目学校管理費、宇美中学校管理費79万7,000円は、不足が見込まれる修繕料を50万円増額、運動場で行われている部活動の安全対策に係る防球ネットを購入するため、中学校部活動備品購入費を29万7,000円計上しています。宇美東中学校管理費は、不足が見込まれる修繕料を30万円増額。不用となった学校用器具費を31万1,000円減額しています。宇美南中学校管理費は、66、67ページをお願いします。不足が見込まれる修繕料を30万円増額しています。

学校管理関係経費148万7,000円は、小学校と同じくGIGAスクール構想により導入したクロームブックの修繕料60万5,000円。各中学校に設置している印刷機及びポスタープリンターについては再リース契約をしており、故障等が頻発しているため印刷機リース料を80万2,000円、ポスタープリンターリース料を12万4,000円計上しています。

6項社会教育費1目社会教育総務費、関係団体等支援事業費は、68、69ページをお願いします。

ます。宇美町連合婦人会運営補助金は、令和4年度をもって解散されることとなり、補助金申請をされないため50万5,000円減額しています。

2目青少年教育費、土曜子ども教室事業費は、井野小学校で実施しているいのっこ子ども教室のサポーターの増員予定により、スポーツ安全保険料1万6,000円の増額。関係団体等支援事業費、宇美町青少年育成町民会議運営補助金は、ふみの里まなびの森フェスタでの事業見直し等により10万円減額しています。

3目人権教育費、人権教育事業費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による講演会の中止等により、自動車借上料7万7,000円、研修会参加負担金6万円減額しています。

4目公民館費、中央公民館・住民福祉センター管理費1,449万6,000円は、清掃業務委託料、大ホール舞台設備保守業務委託料は、契約額確定による減額。中央公民館・住民福祉センター改修工事請負費（単独）1,526万9,000円の増額は、建築から40年以上経過し、施設内の床、壁なども老朽化しており、現在施工中の外壁・防水改修工事期間中に併せ、一部内部改修工事を実施するものです。

6目社会教育施設費、地域交流センター管理費、光熱水費（電気）は、令和4年4月から中央公民館等改修工事に伴い、社会教育課等の事務所が交流センターに移転したことにより、電気代の不足が見込まれるため253万2,000円増額。地域交流センター正面出入口の自動ドア修繕料を33万円増額。契約額確定により、植木保守管理業務委託料、70、71ページをお願いいたします。舞台照明設備保守業務委託料をそれぞれ減額しています。

8目文化財保護費、関係団体等支援事業費、宇美神楽保存会運営補助金10万円の増額は、宇美神楽が福岡県の代表者として11月13日に開催される第64回九州地区民俗芸能大会沖縄大会への出演が決定したことにより計上するものです。

文化財保護関係経費の特別旅費（調査）5万円の増額は、宇美八幡宮境内にある国登録有形文化財建造物への登録に向け、文化庁調査官の現地指導調査を実施するため計上するものです。

9目歴史民俗資料館費、歴史民俗資料館管理費15万9,000円は、資料館考古展示室内の照明器具修繕料を計上しています。

7項保健体育費2目体育施設費、総合スポーツ公園管理費、72、73ページをお願いいたします。修繕料90万2,000円の増額は、ナイター照明安定器撤去修繕等を行うもの。原の前スポーツ公園管理費、体育施設整備工事請負費19万8,000円の増額は、駐車場フェンスの一部補修を行うもの。宇美南町民センター管理費、修繕料22万6,000円は、消防設備不良箇所修繕を行うもの。武道館管理費、修繕料219万5,000円の増額は、受水槽加圧ポンプ取替修繕及び消防設備不良箇所修繕を行うもの。1つ飛ばしまして、体育施設関係経費、修繕料44万円の増額は、勤労者体育センターの消防設備不良箇所修繕、体育施設整備工事請負費41万円は、

勤労者体育センターの駐車場照明設備工事を行うものです。

3目学校給食費、学校給食管理費は、桜原小学校配置栄養士が産休及び育児休業を取得するに当たり、フルタイム勤務職員を配置するため、小学校栄養管理業務委託料を167万2,000円計上しています。

歳出は以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。16、17ページをお開き願います。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金では、交付額の確定により個人住民税減収補填特例交付金を844万9,000円増額しています。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税も、交付額の決定により普通交付税を3億4,161万4,000円増額しています。

13款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料、バンガロー使用料は、今年度、一本松公園のバンガローの貸出しを中止したため19万5,000円減額をしています。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、子育て世帯への臨時特別給付金負担金は、令和4年度に支出した給付金に対する負担金として80万1,000円を計上。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親以外）は、事務費に対する負担金として16万1,000円増額しています。

18、19ページをお願いします。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、当初予算では個人番号カード関連事務費で会計年度任用職員7名全てを計上していましたが、そのうち2名については、その下のマイナポイント利用環境整備事業費補助金で、任用経費が決定したため組み替えるものです。

15款県支出金2項県補助金3目民生費県補助金、高齢者社会活動推進等事業費補助金15万円の増額は、歳出で計上した高齢者等在宅生活支援事業に対する補助金で、2分の1の補助となっています。

保育所等給食費支援事業費補助金251万6,000円の増額は、物価高騰対策として実施する保育所等給食費支援事業に対する県補助金で、2分の1の補助となっています。

4目衛生費県補助金、アピアランスケア推進事業費補助金9万円の増額は、歳出で計上しましたアピアランスケア事業に対する県補助金です。

5目農林水産業費県補助金、荒廃森林整備事業交付金102万3,000円の増額は、林地調査等業務委託料に対する県補助金で100%補助となっています。

20、21ページをお願いします。

16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入、町有地売払収入は、土地売払収入の増により2,348万2,000円増額しています。

18款繰入金2項基金繰入金7目歩み出そう次の100年基金繰入金は、広報広聴事業費で計上しています、町民憲章記念碑除幕式関係経費に伴い、繰入額83万円を計上しています。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、令和3年度決算額の確定により、前年度繰越金を4億1,166万円増額しています。

21款町債1項町債5目農林水産業債、公共事業等債の農業用ため池改修事業300万円の増額は、当初、その下の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で計上していましたが、公共事業等債に該当することとなり組み替えるものです。

8目教育債、公共施設等適正管理推進事業債は、中央公民館・住民福祉センター内部改修工事に伴い1,370万円を計上。中央公民館・住民福祉センタートイレ改修事業につきましては、公共施設等適正管理推進事業債にて5,840万円計上していましたが、住民福祉センターについては指定避難所となっているため、起債充当率及び交付税措置のよい緊急防災・減災事業債に組み替えるもので、中央公民館トイレ改修事業を3,810万円、22、23ページをお願いします。緊急防災・減災事業債、住民福祉センタートイレ改修事業を2,260万円計上しています。また、宇美東小学校体育館トイレ改修事業を480万円計上しています。

11目臨時財政対策債は、発行可能額の確定により1億5,084万3,000円の減額を行っております。

次に、6ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正では、追加1件の提案を行うもので、西鉄バス宇美～太宰府線運行維持負担金。期間は、令和4年度から西鉄バス宇美～太宰府線廃止の翌年度まで。限度額を西鉄バス宇美～太宰府線の運行に関する契約書に規定する額とするものです。

次の7ページをお願いします。

第3表、地方債補正は、追加1件、変更4件の提案を行うもので、1、追加を行うものは、緊急防災・減災事業債で、限度額を2,740万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、当初予算で定めた他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2、変更では、公共事業等債2億320万円を2億620万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債340万円をゼロ円に、公共施設等適正管理推進事業債8,750万円を8,090万円に、臨時財政対策債2億9,500万円を1億4,415万7,000円にそれぞれ変更するものです。

最後になりますが、今回の補正に関する給与費明細書を74、75ページに、76、77ページには先ほど説明いたしました債務負担行為の追加分に関する調書を、78ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） ただいまから、13時まで休憩に入ります。

12時02分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたします。歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出、1款議会費から2款総務費まで、26ページから37ページまで質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ページ数で行きますと31ページになります。町勢要覧の中で、印刷製本費のところで補正が入っておりますけれども、ちょっとよく分からなかったのが、新体制に移行するので更新するというのはよく分かるんですが、選挙があるというのは、もう随分前から分かっていることで、体制が新しくなるというのはもう大分前に皆さん御承知のとおりだったと思うんです。だとすれば、もうこれ当初予算に上げられなかったのか。

この更新が補正予算に入ってきたのは、これは一体どうしてなのかということについてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤総務課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。まさにその時期的なものは、ちょっといろいろとあろうかと思えますけれども、この町勢要覧については、本来でしたら2020年の町制施行100周年の年に配布する予定であったというところでしたが、コロナの影響で1年延びたというところになります。

ということもあり、早急に出来次第、発行したいというところがあって、2021年9月に町勢要覧を発行しています。

当然ながら3月の選挙前でございますけれども、その当時は選挙後に幾ばくかは変わるというのは当然ありますけれども、どの程度、執行部なり議会の議員さんのほうが変わるかというところもはっきり分からない時期ではございましたので、少しでも早くというところから9月に出したというところで、半年たって体制が変わりましたので、今持っている在庫、これを前体制のまま

今から配布するのはちょっとおかしいということもあり、早急にこれは差し替えというか、新たなものを差し込んで、今後の人たちには配布したほうがいいだろうということで、急遽補正を取って新体制の分を差し込んで配布したいなというところで、この9月の補正予算で上げさせていただいたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 同じところになります。31ページ、資料で行くと1ページになります。

広報誌の事業者配布に伴い印刷製本費17万9,000円についてお尋ねしたいと思います。

私は戸別配布、ポスティングに切り替えた後は、町内の事業者さんに対しましては広報誌は配布されているものとばかり実は思っておりまして、この資料を見たときにちょっと驚いたんですけども、これまで配布されていなかった事業所にしっかり配布されるということは非常に大事なことでございますので、この補正予算に計上されたことは評価したいと思っています。

この事業一覧を見ても、ちょっと分かりづらかったので確認したいんですけども、現時点で病院や歯科医を含めまして、町の全ての事業者さんのうち、広報誌を配布している事業所と配布していない事業所の数、これ正確にお答えいただきたいと思います。

また、これまで配布していない事業者さん、配布している事業者もあると思います。ここで線引きをされていたと思うんですけども、この分けていた理由、ここも併せて回答していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） 失礼します。正確な数字ということでしたけども、100%の正確な数字というのは、ちょっと事業所の数自体がはっきりと分かりませんので、そこまで正確な数字はちょっとお示しできないかもしれませんが、配布している数というのはもう正確に出せますのでお答えいたしますけども、今、139の事業所に配布をしています。

あと、どれだけの事業所に配っていないのかというところですけども、令和3年、昨年度にまちづくり課のほうで周知文書を委託で各事業所に配布したという実績がございまして、その実績を基に今回補正予算の中では700の事業所に配布するための予算ということで計上させていただいております。

ただ、これも大変、概算というところですので、もう少し近い数字でどの程度になるのかということでちょっと調べてみたんですけども、令和3年の経済センサス活動調査の速報値が出ていますので、そこからちょっと差し引いて出してみましたが、事業所の中で個人事業主のところは各戸配布の中で、全戸配布の中で行っている可能性がございまして、そうではない事業所さん、会社のほうです。法人等の会社のほうで、調査の中では778の事業所があるということで結果



が出ておりましたので、この778から今、お配りしています139、これを引きますと639が、この統計からもらってきた数字で行くと配布をしていない事業所ということになるかと思えます。

また、もう1つの質問、配布されている事業所としていない事業所の仕分の理由ですが、配布している事業所の中で139、今あると言いましたけども、139のうちの34程度は病院等になります。これについては、以前から戸別配布をしているときに配布をしていた——戸別というか、もともと自治会長さんを通じて配っていたときから配布をしていたところになります。

それ以外にも、金融機関や高齢者や障がい者等の施設関係、それから一番数が大きいのは自治会のほうから配布をしてほしいとお願いされた企業に配っています。このお願いされたというのは、自治会のほうに自治会費を払っている事業所があるんです。自治会費を払っている事業所については当然、自治会のほうとしては広報を配布してほしいという要望が上がってきておりました、それらの合計で139というふうになっておるところでございます、この病院や施設、それから自治会からの要望のあった企業、これらに配布し、それ以外には配っていなかったというところがございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も、町内の事業者に対しまして、広報誌はもちろん、議会広報も全て配布されているものと認識しておりまして、これまで事業者さんの皆さんに配布されていなかったことをチェックし忘れていたということも非常に反省しているわけなんですけれども、これまで事業者に原則配布していなかったと理解しています。原則配布していなかった理由と、なぜここまで放置してしまったのかということと併せて回答していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 工藤課長。

○総務課長（工藤正人） お答えいたします。各戸、全戸配布になったのは令和2年度からです。実は、令和2年度まで宇美町のほうでは行政改革推進プランに基づいた事務事業の見直し、それから経費の削減等を行っておった時期になります。

したがって、令和2年度それから令和3年度の当初予算についてはこの影響を受け、新たな増額等について認めていただくのが非常に難しい時期であったということと、当時の考え方としては、当時配っておった範囲内にそのまま、全戸配布になっても同じところにお配りをするという考え方の下でその配布方法になったのじゃないかと思っております。

ただ、やはり令和2年度、3年度、特にそのコロナ禍の時期になりますので、広報誌を見ますと事業者の支援の関係とかがたくさん出ているんです。これが事業所に行っていなかったというのはちょっとあまりよろしくなかったのかなというふうに、私のほうも今、感じているところがございます。

そうした中で、やはりそういう事業者のほうにも情報が届いたほうが良いということと、もう1つは、今回、町の執行部のほうも代わりまして、町長のほうからは所信表明の中でもありましたけども、魅力あるまちづくりには情報発信がとても大事だということを、いつもこの議会の中でもおっしゃられております。

そういうことから、今回は来年度の当初予算を待たずに少しでも早くということで、この9月の補正予算で、予算を通していただいたならば10月から即事業所全員分に配布をしていこうということで計上させていただいたところですので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 明確な回答をありがとうございます。私も気づかなかったというところもあって、今回、こういったきちんと補正でも上げるということが明確に示されましたので、これはすばらしいことだなと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、33ページになります。資料では3ページになりますけれども、交通拠点の整備事業費で418万3,000円計上されております。この中で、宇美駅前広場に整備する地域拠点の案内施設です。

電子掲示板を設置する事業で、情報発信の充実に努められると、これはすばらしいことだと思っております。こうした電子掲示板、今回1か所の整備だと思うんですけども、こうした電子掲示板、現在町内に何箇所設置されているのか、まず回答いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 太田まちづくり課長。

○まちづくり課長（太田一男） 現在、当課で把握しております電子掲示板につきましては、役場正面玄関にモニターが1台と住民課の窓口上部にモニターが1台ございます。現在、2台でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） それで、今回新しく設置される電子掲示板の運用を含めまして、これらの電子掲示板の運用、どの部署が担当して行っておられますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） 役場正面玄関のモニターにつきましては、各課でデータを作成いたしましてモニターに映像を流しているわけでございますけれども、住民課窓口上部のモニターにつきましては、運用業者が広告を放映するために設置したものでございまして、基本的には行政情報を発信するために設置されたものではございません。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 新しく設置する電子掲示板とほかの施設に設置してある電子掲示板で、

表示内容の関連性というか、そういったものがあるのかどうかと、あと、先ほどの工藤さんの回答にもあったように、情報発信に非常に力を入れていこうという姿勢が今回の補正でも見えてくるわけなんですけれども、役場や図書館——図書館にもあるんですね、そういったモニターというもの、それに駅前広場でなく、ほかにも例えば中央公民館であったり、住民福祉センターであったり、またうみハピネス、南町民センターなど、多く人が集まる施設にもこういった電子掲示板を設置して、同じように運営していくほうがよいんじゃないかなと、こう思っております。

今後の方針につきまして、ぜひ御回答いただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○まちづくり課長（太田一男） まず、関連性ということでございます。駅前の施設に設置予定のモニターにつきましては、国の交付金事業でもございますので、その趣旨に沿った形で、基本的には、のる一とをはじめ、地域交通に関する情報を発信しますけれども、その他町の様々な情報を積極的に配信できればと考えておりますので、役場正面玄関に設置している掲示板との関連性はあるというふうに私どもは認識しております。

また、今後の方針でございますけれども、御指摘のように町内の各施設で、一元的に積極的な情報発信ができれば理想だというふうに思いますので、今後、関係課と協議を詰めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、積極的な情報発信また電子掲示板等も含めた情報発信に努めていく、そういった方針をしっかりと立てていくというのが大事じゃないかなと思っておりますので、しっかり御検討いただければと、こう思っています。

次に、37ページになります。資料で行くと4ページになりますけれども、ここに情報機器購入費ということで99万円計上されております。

以前、宇美町役場の玄関横に住民票などの自動交付機が設置されておりました。これは、経費がかかり過ぎるという理由だったと思います、撤廃されています。この事業一覧を見ましても、ちょっとイメージが湧いてこないんですが、コンビニに設置してあるような複合コピー機、こういったものを役場に設置することなんでしょうか。どういった機器が設置されるのか、ぜひ説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行） この情報機器の設置でございますが、実際に導入するものはタッチパネル式のパソコン、それから発券機というか、レシートみたいなのをプリントするプリンターです。その専用のプリンターを1台導入することとなっております。

事業一覧に記載しておりますように、コンビニ交付のシステムを活用して、利用者がマイナン

バーカードで認証して、自分の住民票とか印鑑証明、そういった証明書の発行を自分で指示できる。全自動じゃございませんので、指示した証明書については役場のカウンターの内側、事務室のほうで出ますが、それについては個別に、その分だけのお客様を呼び出して速やかに交付する。手数料の収納は当然、手動というような形となっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 先ほどの特会のところでもちょっと質問したんですけども、窓口の業務軽減化とかにもつながると思いますので、積極的にこういったものを活用していく、これ、大事な取組じゃないかなと思っていますけれども、今回、備品購入費だけ計上されているんじゃないかなと思っていますけれども、ほかにメンテナンス費用、またそれに加わるほかの他の経費、こういったものは不要なんでしょうか。そこまで回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） この備品購入費の中に、パソコンでございますので、パソコンの5年間の保守パックというのを一緒に購入する予定です。ですから、メンテナンスの費用というのは特に発生しません。

コンビニ交付の仕組みを活用のところですけども、これについては既に運用しておりますコンビニ交付で若干の負担金を払っておりますが、その範囲の中で運用されますので、別途の費用はかからないということとなっております。

あと、メリットのところでもちょっと記載しておりますけれども、利用する住民にとっては証明書の交付申請を書く必要がないということと、あと今、考えている中では、通常の発券機を引いた証明書の受付順番待ち、それとは別のレーンで、申請がありましたら速やかに発行するという事で、利用者にとっては時間短縮。また、現在、窓口の証明書発行の業務につきましては業務委託しておりますが、委託先職員が作成した証明書等の書類について、職員が間違いないことを確認して、その上で交付するという事で若干手間がかかる部分がございますが、そういったことも自らが発行要求してそれが出てくるだけとなりますので、そういった手間も省けるということで、事務の効率化にもかなり貢献するのではないかと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 今、コンビニで発行してもらおうと金額が安かったと思うんですけど、その交付の金額はどうなりますか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） まだ今、検討の段階ではございますが、コンビニ交付と同じような機能を利用するという事で、当然職員の事務経費も削減できるということもございますので、コンビニ交付と同等にできればいいのかなというふうには考えております。ただ、まだ正式な決定で

はございません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 事業一覧の4ページの下のほうなんですけど、関連になると思いますが、マイナンバーカードの積極的な活用を促進するためのチラシを作成するという予算が入っていますけども、これ、どのようにチラシは活用されるんでしょうか。作ってどうされるのか。

○議長（古賀ひろ子） 八島課長。

○住民課長（八島勝行） 今、マイナンバーカードの交付について、自治会の公民館を訪問して、出張申請の受付という事業を展開しております。その申請受付の事業を展開する中でよく言われるのが、「マイナンバーカードを作って何がいいんやろうか、使い道がよう分からん」と、そういった声をよく聞きます。今、国のほうでも積極的にPRはしてありますけれども、具体的に身近なところで何に使えるのかということは、やっぱりよく分かられてない方が多いというのが実情でございます。

今、想定しておりますのは、窓口に来られた方に対してになりますが、マイナンバーカードの利便性や、身近なところで言えば先ほどちょっと申し上げましたがコンビニ交付です。それから電子申請とか電子申告、そういったものについての活用方法がありますということをつかりやすいイラストか写真を使った資料を作成しまして、それを配布して、「こんなのが使えるんだ」ということを理解していただきたいという思いでこれを予算化しております。

基本的には、窓口に来られた方に交付とか、マイナンバーカードを実際に交付受けた方について、具体的にこんなことに使えますということ案内するために作るものでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。次に、3款民生費から4款衛生費まで、38ページから49ページまで、質疑のある方はどうぞ。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 予算書の45ページで、事業一覧の6ページの一番上なんですけど、アピアランスケア推進事業補助金、これ初めて私、聞くんですけども、この事業の内容は下に書いてあるんですけども、補助金を受ける際にこれ申請とかはどういった形でやればいいんでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） アピアランスケアと申しますのは、事業一覧にありますとおり、がん治療に伴う外見の変化に起因する患者さんの苦痛を軽減するために、医療用のウィッグや補整具等を購入していただくときに、その費用の一部を助成して社会参加を促すための事業ということになっております。

これにつきましては、申請をしていただいて、それから審査の上、そこに助成額が書いてありますけれど、かかった費用の2分の1または2万円のいずれか低いほう、これが医療用ウイッグ。それと、合計の2分の1または1万円のいずれか低いほう、それが補整具ということになっております。

周知につきましては、ホームページやSNS等で発信したいというふうに思っておりますけれど、このがん治療を行います医療機関や、あと福岡県のほうにアピアランスケアサポート福岡というのが一般社団法人でございまして、そちらのほうはこういった患者さんの相談に応じるような団体になっておりますので、そういったところにも事業を周知して社会参加の促進を促していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。次に、6款農林水産業費から8款土木費まで、50ページから61ページまで、質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 事業一覧の6ページの一番下です。農業基盤保全事業費、③ため池について書いておられますが、ここに町内21か所の防災重点ため池がありますが、特定できないので、まずはどこか。1か所なのか、3か所なのかも書いていない。示していただければと思います。いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） お答えをさせていただきます。事業一覧の中の修繕料で計上しておりますため池修繕でございますけれども、こちらの修繕につきましては、桐ヶ坂下池、位置図がございまして、位置図を御参照いただければ、議案の資料綴の一番最後のページに位置図を設けております。こちらになります。神の手団地下になりますか。こちらの桐ヶ坂下池、こちらの構造物の隙間からちょっと吸い出しがあっております、それでのり面等が陥没しておるものですから、ここを緊急修繕しないと水がたまらないという状況が分かりましたので、緊急的に、緊急的に修繕を行うものでございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 防災重点ため池の名称そして場所は確認取れました。

そこで、少し緊急的な要素が含まれている。じゃあ住民説明会、これをしたかどうか。あるいは、する予定、この辺ちょっとお示しいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 防災重点ため池ということは承知のことだと思うんですけども、今回の桐ヶ坂下池の修繕に関しては、農業地権者のほうから修繕要望が上がっております、緊急

的な修繕でございますので、重点防災ため池の御説明会とかというのは、今のところ考えておりません。

ただ、令和2年度だったですか、防災ため池ハザードマップというのを策定して皆さんにお配りしておりますので、その中で御覧いただければというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。次に、10款教育費、62ページから73ページまで、質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） これ、予算書のページ数で行きますと、65ページから67ページのほうになってきます。学校管理経費のほうで、修繕料としてGIGAスクール構想により導入したクロームブックが予想以上に故障が多かったということで、その修繕費が出ていますけど、確かにタブレットとかパソコンってよく壊れますので、これも仕方がないと言えば仕方がないんですが、これは通常の想定される使い方をやっていてやむなく壊れてしまったのか。それとも、ちょっと無茶な使い方をしてしまったので壊れてしまったのかという問題、お聞きしたいのが1つ。

それと、これ故障した場合にメーカーに保証サービスとか何か、そういったのがあって、故障に対してメーカーのほうでサービスとして対応しますという、そういうのは入っていなかったのか。このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） まず、クロームブックの故障の内容について御説明いたします。

これは、議員一番初めにおっしゃったように、一番多いのはOS不良ということで、通常クロームブックは開くと起動するんですけども、これが起動しないとか、あとは開いて起動しているけどキーが効かないとか、こういった故障が非常に多いです。その他、言われるように、例えば画面割れとかそういった大きなものについては、例えばふいに落としたりとかしてしまったというような状況で故障が発生するということがあります。ただ、ほぼほぼは一番初めに言ったようなOS不良が多いみたいです。

去年の実績で行きますと、年間で8校で21台修繕が出ております。

後段の保証についてなんですけど、保証についてはもう既にクロームブックを購入して1年以上たっておりますので、メーカー保証というのはないということで、1台1台、今、見積りを取って、修繕ができるようであれば修繕していくというような対応をしているところです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も、同じところの質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、鳴海議員も言われたように、子どもたちがクロームブックを使っている以上、破損す

ることは当然のことでありまして、修繕費もこれぐらいかかるだろうということは当然のことだと思っております。

確認しておきたいんですけども、破損が発生した場所です。例えば、教室内で破損が発生したことが多いとか、下校中に落としてしまったとか、また自宅で使っているときが多いとか、いろいろ場所の問題もあると思いますけれども、その辺は把握されておられますか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 故障の把握についてですが、故障については今、実際は故障届ということで、各学校からどういう状況で故障したかというのを届けてもらっています。これは、実は、さっきちょっと話がありましたけど、故意に壊したとか、例えば子どもが投げたとか、こういった場合にはうちは保証しませんと、当然、壊した方が保証してくださいというような誓約書なり、注意書きを保護者全員に配っておりますので、故障の内容についての報告書を上げていただく中では、先ほど言ったOS不良というのはやっぱり学校で使う際に教室で開いたときとか、使っている最中に動かなくなる。こういったものがもう、ほぼほぼという状況であります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） このクロームブックですけど、現物を見させていただきましたこともありますが、丈夫なものを発注されておまして、子どもたちにも配っておられると思います。

このクロームブック、学校の保管庫があります。そういったところに収納しておくだけでは、やはり宝の持ち腐れになると思いますし、やはり子どもたちが積極的に活用、家に持ち帰ることもそのうちに含まれると思っています。

そういったことを通して、その機能も発揮されると思っておりますが、しっかり活用されているのかどうか。ぜひ、学校教育課の見解を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） クロームブックの活用についてです。言われるように、活用については教育委員会からも、毎月校長会がっておりますけども、ほぼ毎月と言っていいほど教育委員会のほうからICTの活用をぜひ進めてくれということで、全校長には通達をやっているところではあります。

学校におきましては、今、お話があった持ち帰りもそうなんですけど、まずは授業で活用することを増やしていただく。こういった取組を今、やっております。

その一環としまして、今年から学校教育課のほうにICT支援ということで指導官を1人置いていますので、この方が各全学校を回って教職員の指導とか研修を随時行っているというところで、実際の授業のほうにもこの指導官が赴きまして、どういうふうに使っているか、その後、こういうことにも使えるとか、そういった研修も含めて進めておりますので、活用は十分にやって



いくという方向で進めております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） そういったことが聞けて非常にうれしく思っています。きちんと活用されてありまして、そしてそういったのが今回の学力調査の結果にも現れてきているんじゃないかなと、非常にありがたく思っている次第です。

次の質問ですけれども、資料で行くと10ページです。ページ数で行くと67ページ。宇美東小学校のトイレ改修事業で484万円が計上されています。

宇美東小学校の体育館のトイレ改修、着手していただいて本当にありがたいなと、こう思っております。トイレの改修は大変重要で、他の学校施設でも改修が望まれているわけなんですけれども、例えば井野小学校の体育館トイレです。学校開放で、多くの団体が使用されております。しかしながら、かなりきつい臭いがしておりまして、実際、使用をためらうような臭いがしております。

井野小学校の体育館も含めて、改修が望まれているのにまだ着手されていない学校のトイレについて、どのぐらい存在しているのか把握されておりますでしょうか。ぜひ、回答を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） トイレ改修についてです。おっしゃるとおり、トイレについては、トイレだけではなくて、実は体育館の外壁とか、それから校舎の外壁改修というのも学校はありますので、こういったものを全部それぞれ、今後どうやっていくかということで学校教育課のほうで計画は一応、今、立てているところです。

それで、その中で、あと学校として体育館関係のトイレがあるところは、まずは宇美小学校。これは、実は体育館改修を今、設計で進める場所ですので、実際にもう実施に手をかけているということです。あとは、言われてある井野小学校それから原田小学校もそうです。それから、東中学校、この3校が今のところ早急にやらなければならないという把握の下、随時時期を待っているというような状況です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 私も、今の関連の質問になりますけれども、宇美東小学校の体育館のトイレは、結構、皆さんちょっと評判が悪くて臭いということだったんですが、改修していただけたということによかったんですが、外部に今、プールサイドにあるトイレ、あれはどのようになりますか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 今回、この体育館のトイレの設計の中には、それは含まれておりま

せん。

外部にあるトイレについては、また個別に対応をどうするのかということで考えていかなければならないというふうのうちの方は考えておりますが、今のところ、それをいつ改修しようかとかというような計画は、すみませんが今、ございません。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 資料で行きますと10ページになります。ページで行くと67ページです。宇美町連合婦人会補助金50万5,000円について、関連したことでお尋ねしたいと思っています。

糟屋地区の中でも最後まで活動を続けてこられました宇美町連合婦人会が解散されるということで、大変残念であり、また悲しい気持ちでいっぱいなんですけれども、婦人会といえば中央公民館の裏に工場がございます。廃油による石けん作り、これが有名でございまして、もう大分前になります、SDGsが言われ出すずっと前からSDGsの最先端の活動をされておられまして、私も時々立ち寄らせていただいて、その様子をフェイスブックなんかで投稿させていただいたりもしましたけれども、この石けん工場、今後どのようにされていくのか。主体となる婦人会が撤退されたら、もうせっかくある施設、また備品等も宝の持ち腐れといえますか、そういったことになりかねないなと思っているんですけど、ぜひどのように運営しようと思っているのか、回答をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境農林課長。

○環境農林課長（久我政克） お答えいたします。この連合婦人会さんが今年度をもって解散されるということを私もお聞きしまして、びっくりしたところでございます。それで、現在、廃油石けんを作られておりますが、今の段階では中央公民館及び福祉センターの改修等で作業はできておりません。これが11月末でしたか、それ以降は有志の方をもって廃油石けんを作られるということをお聞きしております。

担当課、環境農林課といたしましては、この廃油石けんを作るに当たり、材料費等も出てきますし、また、こういうふうな長年続けてこられたこの活動を課としても存続させていきたいとは考えておりますので、当課といたしましては支援していくというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） ぜひ、せっかく長年続けてこられたこの石けん工場、廃油による石けん作り、ぜひ継続していただけたらと思っています。よろしくをお願いいたします。

それで、私の最後の質問にしたいと思っておりますけれども、資料で行くと11ページ、決算書は71ページになりますけれども、ここに宇美神楽保存会運営補助金ということで10万円、補正予算が計上されております。資料を読みますと、第64回九州地区の民俗芸能大会、これ沖縄大

会の出場が決定ということで、大変すばらしいなと思っています。

これに関して質問しますけれども、この九州地区の民族芸能大会、こういった団体が主催されているのかと、出場に至った経緯です。例えば、福岡県の中で何か予選会があって勝ち抜いて出場されるとか、その出場に当たる経緯、ぜひ御説明いただきたいと思います。主催団体等どんな団体なのかと、そこを回答していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。第64回の九州地区民俗芸能大会沖縄大会についてでございますが、主催を行われるのは、九州地区の民俗芸能大会実行委員会という実行委員会をつくられています。共催で、浦添市と浦添市の教育委員会がついているという形になっております。

予選会があったとかそういう内容ではなく、実は福岡県のほうから推薦をされております。ということで、今回のこの補助に関しても、福岡県が補助をするという形で、これに合わせて宇美町も同額の補助を行うというものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） これで、気になるのが10万円という金額なんです。

県が、どれだけの出場に対して補助をしてくれるのか。県が推薦したから、その出場費の一部を負担するということは当然だと思いますけど、県が幾ら負担するのかということと、あわせて、やはり宇美町の大変誇りであります無形文化財、この宇美神楽、宇美町のPRにも本当に活用できるんじゃないか。誇りでもありますし、そういった宇美町のPRにもしっかり活用できるんじゃないかなと思っているわけなんですけど、そういった県が幾ら補助するのかということとあわせて、この10万円の算出の根拠、神楽——おろちとかすごい品物をやはり運搬しないとイケない、この運搬費だけでも大変ですし、出演される皆様方の旅費等がどのぐらいかかるのかということも非常に気になるところです。

せっかく、そういったPR、宇美町を大きくPRできるチャンスでもありますので、その辺の具体的な金額というのが妥当なのか。県が幾らで、宇美町の補助金10万円が妥当な金額なのかということ、ぜひ見解を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。先ほどちょっと申し上げたんですが、県が10万円の補助を行う。それに合わせて、宇美町も10万円の補助を行うという内容で、その神楽保存会のほうと話はできております。

根拠は、県が行う10万円。実は、この九州大会というのは毎年行われておりまして、持ち回

りで、今年は大分県沖縄になってしまった。九州地区であれば、マイクロバス等で行って、極論、1泊2日とかの内容になるかと思いますが、どうしても沖縄になりますと2泊3日とかの行程になるかと思いますが。

御自身たちが負担される部分ももちろんあるかと思いますが、基本的にやっぱり福岡県に合わせた補助金の額というのが算出基礎になるのではないかという判断をしたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） それが妥当な金額なのかどうかということは、やっぱり検証が必要じゃないかなと思っています。私は、運搬費とかかなりかかるとは思いますし、もうちょっと金額を多く出してもいいんじゃないかなということで、算出の根拠をお尋ねしたわけなんですけども、せっかく行かれる中で宇美町のPR、こういったものにしっかりつなげていただきたいなと思っています。

できたら、宇美町にはユーチューブチャンネルというところがございます。そういったところに、出演の様子とかをどんどん出していただくというのも、宇美町の広報にもつながると思います。お考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） こういった芸能に関する町の文化財に関してのところでございます。もちろん、文化財担当である社会教育課としては、こういう神楽保存会も補助金交付団体でございますので、町からの補助金というのも毎年、幾ばくかの金額をお支払いしているという形でございます。

今回、福岡県からの推薦ではございますが、九州地区の代表として沖縄で神楽を舞っていただくということでございますので、デジタルで動画等も撮れるかと思っておりますので、議員おっしゃるようにユーチューブチャンネルもそうでしょうか、SNS等を使った情報発信等々ができたらなというような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書のページ数で行きますと73ページになります。この資料綴でいきますと11ページのほうになるんですけども、この総合スポーツ公園の管理費の問題について、ナイターの照明安定器が4か所、腐食によって劣化しているということでちょっと予算が上がっておりますけれども、この安定器というのが最初につけてから、大体何年ぐらい経過しているかというのがもし分かるようでしたらちょっとお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） お答えいたします。総合スポーツ公園のナイター照明の件ですが、

実は開館からこれまで具体的な細かい修繕、玉切れとか安定器の故障とか、そういうので細かい修繕はちょこちょこ行ってきました。ただ、議員も御存じかと思いますが、水銀灯がこの先、販売終了になるということで将来的に大規模改修が考えられます。

ということで、今回の安定器の不良の分に関しては撤去という形で考えておりました、近い将来のLED化を見据えて、今回は安全上の問題です。腐食が進んでいるということで、これらが落ちたりすることがないように、そういった内容で、どうしても高所作業になりますのでこういったものを予算計上させていただいているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 少し戻りますけども、予算書の69ページ、事業一覧の10ページになるんですが一番下、中央公民館・住民福祉センターの改修工事請負費の中の、この工事も着々と進んで、足場も取れているような状況かなと思うんですけども、進捗はどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。全員協議会の折にも御説明をさせていただきました。8月いっぱい時点で進捗率は72%という状況でございます。おおむね、当初のスケジュールどおりに進んでおります。ただし、建築から40年以上経過している施設でございますので、今ようやく、台風でちょっと幕を外していたというのもあったんですけども、足場も外れ、住民福祉センターのほうはもう、ほぼ大体外観が見えるような状況。また、今、中央公民館のほうはこれからまだちょっと行わなければいけないところがございますので、あと28%弱ぐらいですか……の進捗をもって完了という形で考えているところでございます。

おおむね外壁と防水の関係については、もうかなり、9月いっぱいでは一定の方向、終了するんじゃないかというような状況で今、進んでおります。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 順調に進んでいるということですが、この事業一覧に載っている床、壁の内部の改修工事の補正予算がついているんですけども、一部内部改修というふうに書いてあるんですけど、これ、一部の改修というのはどういう工事をやるんですか。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。基本的に、今回附帯工事という形で上げさせていただいております。補正予算の内容の中では、この外壁と防水の工事を行う中で、中の部分についても、例えばこれまでの雨漏りであったりとか、長い経年劣化による壁の剥がれ、あとは床の傷み、それと内装の吹きつけ剥がれとか、タイル剥がれとか、こういったものがほぼほぼの内容でございますが、あわせて、中がどうしても暗い。これも結果、もう築40年になり、照明等も

LED化をしていきたいというような形で、今回附帯工事の中でこれらも行いたいということでの内装工事の等という言葉をつけさせていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 予算書の73ページのところです。武道館の管理費というところで、受水槽の加圧ポンプが故障したということですけど、これ故障の原因は経年の劣化によるものなのか。それとも、もっと何か違う原因で故障したのか。その点についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。武道館の加圧ポンプの故障につきましては、もう明らかに経年劣化でございます。もう、築30年になる施設でございます。

実は、このところ立て続けにちょっとポンプ系が壊れています。今、いろんな施設を社会教育課が管理しておりますので、予備費を使わせていただいたりとか、予算の流用等をさせていただきながら今、本当にこのポンプがちょっと雷でやられたりとか、経年劣化で動かなくなったりとか、ちょっと続いておりますので、これまで結局、保守等が入っていましたが大規模な改修は1回も行っておりません。そういう内容で、今回ちょっと武道館の分に関しては補正予算を使わせていただくという形でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから23ページまで、質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○議員（7番 入江政行） 総括質疑のほう2点ほどさせていただきます。

初めに、この予算書を見ましたけれども、高齢者に対しての支援策が計上されてきていない。今、コロナ禍の中で物価高騰しています。また、年金もマクロ経済スライド方式ということで減額になっております。それとまた、75歳以上の後期高齢者の一部ですけれども、医療費が1割から2割負担ということで、やはり高齢者の生活が逼迫している状態にあります。

このことを鑑みて、やはり高齢者に対しての支援策がないのかと、今後、そういった取組をしないのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 高齢者福祉を担当しております健康福祉課のほうからお答えしたい

と思います。

町のほうでは、高齢者福祉計画というのを策定しまして、その計画に基づいて事業を実施しております。その基本理念としましては、高齢者が健康で生き生きと暮らせるまちづくりということで事業を展開しているわけなんです、事業計画を立てるに当たりましては、そのために何が必要なのかを検討しながら事業計画を立てております。

議員がおっしゃっております具体的な支援というのは見えてこないところではありますけれど、高齢者のために何が必要なのかというのを考えるに当たりましては、予算書の中にはちょっと見えてこない部分ではあると思いますけれど、例えば予算書の中に介護予防事業であったりとか、包括的支援事業という、そういうところを委託料として上げておりますが、その中には多岐にわたる細かい事業が盛り込まれております。

介護を行う家族の支援であったり、認知症の対策であったり、そういうところを実施しております。また、金額としてはそこも見えてこないところではございますけれど、いろんな高齢者、お悩みの方いらっしゃいます、家族の方もいろんな御相談というところで、窓口のほうにいろんな方がお見えになるわけですが、その中で職員であったり、地域包括支援センターのケアマネジャーであったりが細かな部分で相談に応じて、その方の生活の支援をしているというところでございます。

先ほど御指摘があった部分については、もう今後、来年度に向けた予算を組んで協議をしていくところでございますので、その御意見を踏まえながら、考慮しながら予算編成に臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 入江議員。

○議員（7番 入江政行） 私が言いたいのは、その生活支援を補ってほしいということですので、今後、検討されるということですから期待したいと思っております。

それと、もう1つは、これ以前から私もよく申し上げてきたんですけれども、免許証自主返納者に対するの支援策。これ、前回の木原町長のときに前向きに検討しますという話をされて、それから途切れになっているんです。何度か私、質問しましたけども、適正な回答があっていません。

これ、その協議に値しないのか、検討する余地もないのか。今後どうするのかをちょっとこの場で聞かせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 一般質問で免許証返納の質問が出ておりますので、そこでの回答を考えておりました、それをもう言うってしまうような形になろうかと思いますが、また、そのところをよろしく願います。

おっしゃるように、全国で多発しております高齢ドライバーの事故、これは極めて憂慮すべきであるというふうに思っております。それで、免許証の自主返納の支援というの、やはりやっていけないといけないというふうに思っています。

それで——ちょうど今日、持ってきておりました。1つは、来年、令和5年2月からオンデマンドバスのるーとを導入いたします。今後この、のるーとが自動車を所有していないなどの理由で交通移動に制限がある方々の支援になればいいというふうに思っておりまして、のるーとの運行に当たって地域交通会議にお諮りして、免許返納者に対して、動機づけとして免許返納ポイントをつけるというふうな計画を今しております。詳しいことは、また来週お話ししたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 総括質疑ということで、歳入、歳出に関わるところをちょっと質問したいと思います。

歳入に関しましては20ページになります。繰越金4億1,166万円が計上されています。これ、合計しますと6億3,730万6,000円。これまでにない繰越金が発生しているということになります。

歳出に関連しますと31ページになりますけれども、財政調整基金また庁舎建設等基金費です。それぞれが4億3,352万6,000円と1億5,790万3,000円上がっています。今、基金の残高どれぐらいになるか。これたしか、合わせると実は31億になるんです。

それに関連して、入江さんの質疑にも関係してくるんですけれども、先にこの繰越金が増えた理由、何でここまで繰越金が増えたのかということ。ぜひ、そこから回答していただきたいと思っておりますけど、まずお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。先ほど議員おっしゃるように、この繰越金につきましては、前年度純繰越金で行きますと、確定額が6億3,000万ということになります。昨年度と比較しますと1億8,000万ほどプラスになっております。

その要因ですけれども、まずやはり、この歳入が増えたというところがございます。特に言いますと地方消費税交付金、これが約1億ほど上がっております。それと、それに加えて特別交付金、これにつきましても約5,700万ほど上がっておりまして、それ以外でも配当割交付金、それと株式等譲渡所得割交付金、そういったものの歳入が前年度と比べますとまた増えておりますので、そういう意味で繰越金についても最高の額ということになっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） これだけの繰越金があったとなると、実は今回の補正予算でもうちよ



っと組んでほしかったというものもございます。と言いますのも、円安が急激に進んで、対ドル142円とかの水準になってきています。

これと併せて、もう物価高が異常に進んでいるんです。これも、想定していたよりも物価高が進んでいるんじゃないかなと思っております。

じゃあ、宇美町の経済対策はどうなのかといいますと、やはり交付金に頼った経済対策を打っておられます。これはこれでいいと思うんですけども、今後さらに、やはり町民の方々への経済支援、そういったものを進めていく必要があるんじゃないか。基金も、目標としていた額はもう実は到達しているんじゃないかなと思っております。

財政課としては、町のお財布を預かっておられますので、基金がしっかり増えていくということも非常に大事なところ、しっかり積んでいくということも大事なんでしょうけれども、これから生じるそういった経済弱者への支援、そういったところをやはりもうちょっと強化していく必要があるんじゃないかなと思っています。

この予算を組むときには、ここまで円安も進むことも想定されていなかったかもしれませんし、交付金を使った経済対策である程度は成果が見込めている、これで十分だろうというお考えもあったかもしれません。ただ、これからさらに進むと思いますので、ためることも確かに大事なことです。

今回、補正で上げられなかった分、今後なんです。次、まだ半年あります。そういった中で、今後どういった経済対策を打っていこうと考えているのか。交付金だけに頼らない、基金を積むだけじゃない、そういったところをぜひお考えとして聞いておきたいと思っています。今のところで考えているところ、ぜひございましたら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。まず、財政調整基金の話ですけども、確かに今回の補正予算後、財政調整基金については約20億になります。これにつきましては、財政調整基金ですので御承知のとおり、地方公共団体の財政が経済の不況等により大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加などに対応できるよう、年度間の財源の不均衡を調整するための積立てということで、基本的には標準財政規模のおおむね10%から20%ほどを確保したいということで、近年は災害が多発していますので、やはり20%ほどは調整基金として積立てを行いたいというふうに思っております。

そこで、その標準財政規模、これが約78億5,000万ということになりまして、約15億7,000万が適正規模となるわけですけども、それで現在の余剰を考えますと約4億8,000万ほどの余剰があります。これにつきましては、今年度の当初予算、肉づけ予算、骨格予算、その折に約1億6,000万ほど繰入れを行っております。

それと、もう1つは現在策定中の第7次総合計画、これを今、策定しておりますので、やはり重点プロジェクトへの財源としてやはり数億円ほどは確保したいというふうに考えておられて、今年度につきましては、年度末で約20億ほどは確保させていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、今後この財政調整基金につきましてはおおむね18億を念頭に置いて積み立てていきたいというふうには考えております。

次に、議員のほうからの御質問です。確かに、物価高騰などに対する住民への救済事業、それと困窮する住民に対する今後の支援策、そういったところにつきましては、やはり財政といたしましても周知しているところでございます。

6月補正予算で新型コロナウイルス臨時交付金を活用した政策等をしております。例えば、上水道基本料金の3か月の免除、それとか小中学校の給食費の負担軽減事業、そういった事業をしているところでございますが、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況やコロナ禍における厳しい経済情勢等によっては、当課といたしましては必要な対策費につきましては、これは上司の判断になりますけれども財政調整基金、そういったものを対応しながら、先ほど議員の御質問にもありましたそういった内容を踏まえまして、今後予算編成をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。安川町長。

○町長（安川茂伸） 丸山議員の御質問で、財政課長のちょっと補足というふうになりますけれども、第7次の総合計画を今、策定しております。その中で、各課からいろいろ案とかも出しているんですけど、実は明日、若手職員の希望者を集めて意見出しとか知恵出しとか、そういったこともするようにしております。

今まで、課長ばかり集まる、課長補佐が集まる、ありきたりの討論をするというよりも、やはり若い職員の柔軟な発想で、私たちの発想にないようなものを、逆に知恵をもらいたいという思いで、まちづくり課に指示しまして、若手職員の意見交換会をしてくれということをしております。

そういった中で、また次年度の予算に反映できるような政策が出てくるやに思います。また、出てきてほしいというふうに思っておりますので、そういったものも基金を活用しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 事業箇所位置図の真ん中にある、森林環境整備業務委託というものが

ありまして、これは森林環境譲与税の活用という、目新しいというかよく調べられたなと思います。具体的な内容をお示しいただきたい。

それと、場所がこれ、ハピネス付近のような感じがしますが、この2点、お示しいただければと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備のほうからお答えさせていただきます。

まず、森林環境譲与税というのは何かということをお説明したいと思いますけども、こちらの譲与税、国からの譲与税で、収入として入ってきますものを森林整備に使うというのが目的でございます。この譲与税とは、温室効果ガスの抑制や災害防止、水源涵養などの国土の保全に加えて、人材の育成とか担い手の確保とか、そういったものの地方財政を安定的に補うために国から譲与されるものでございます。

これに関しまして、こちらを活用させていただきまして、今回、炭焼二自治会の民有地の部分に危険木がございますので、この危険木を伐採するという作業がここに該当するものでございます。この譲与税を活用しながら、今まではできなかったことをできるようになりましたので、今回、整備をして行うものでございます。

これ、委託をかけておりまして、この委託につきましては森林環境譲与税を活用して地理的条件に施行が困難な人家裏もしくは山林で倒木のおそれがあるもの。こういったものの危険性が高い私有地を対象に、山地災害防止の機能等を高める傾斜の木辺りを伐採する目的で、この譲与税を使って整備を行っていくというものになります。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 目新しいと思っていましたけども、この5年間で多分、初めての事業だと思います。よく研究されたと思います。

今、場所の特定、民有地、恐らく炭焼二区集会所に民有地から樹木、竹林が越境しているわけです。多分、そのエリアかなと思います。

そこで、整備面積がヘクタールで来ています。平米で来れば分かりやすいんですけど、0.02ヘクタールつまり、200平米ではないかと思います。

私、あの辺りの地元住民なんで、私が見る限り400平米ぐらいあると思いますが、その辺の具体的な整備内容についてお示しいただければ。もし分かれば。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 今回、森林機能保全事業費というところで、今回予算規模では165万ほど見込んでおります。まだ、これは予算上の165万でございます。

今回、やはり議員から今、御指摘をいただいたその危険木を伐採するということになります。

その危険木の伐採も条件等がございまして、今後、民有地ですから協定書を結びまして、今後、適正な管理をやっていくというその地権者の同意が得られて、初めて実行されるものでございまして、そういった協定書を結んでからの工事になろうと思えますけれども、どこでもできるわけではございません。そういった協定書を結んで、今後とも適正な管理をやっていきます。土地の売買は行いません、行った場合には当然、違約金を取りますというような協定書になっていますので、そういったものを結びながら、今回実施するものでございます。

○議長（古賀ひろ子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号 令和4年度宇美町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時14分散会

---